

令和6年度 横手市奨学生早期募集要項

横手市教育委員会

横手市では、修学の意欲があるにもかかわらず経済的理由により修学が困難な学生を支援するため、一定の基準により学資の貸付を行っています。

1. 申込資格

次の全てを満たす方が奨学生の対象となります。

- ① 来春（令和6年4月）に高等学校、大学等に進学予定の方。
- ② 横手市に住所を有する方（または有していた方）で、保護者が現に横手市に住所を有していること。
- ③ 学費の支出が困難な家庭であること。
- ④ 学業が優秀で性行が善良であること。

2. 貸付金額 令和4年度より、②については月額4万円から5万円に増額になりました

- ① 高等学校、中等教育学校の後期課程、高等専門学校 月額20,000円以内
 - ② 大学、短期大学、専門課程を置く専修学校 月額50,000円以内
- なお、横手市の奨学金は①②とも無利子です。

注) 対象となるのは学校教育法に基づく学校であり、職業能力開発促進法に基づく職業能力開発学校等（大曲技術専門学校や秋田職業能力開発短期大学校など）は対象となりません。

3. 貸付期間、貸付方法

貸付期間はその学校における正規の修業期間とし、原則として毎月、月額を本人名義口座への振込により貸付します。

4. 貸付決定等

6月から9月までの期間に申込みを受付け、「奨学生選考委員会」で審議します。

10月までに申込者全員に対して、選考結果（貸付の可否）を文書で通知します。

貸付予定者数に達しない場合は、2月までの期間、随時申込みを受付け、選考結果（貸付の可否）を文書で通知します。

貸付予定者数は18人程度としていますが、申込者数が定員内であっても、申込者全員に貸付できるとは限りません。予めご了承ください。

なお、貸付決定となった場合、後日借用証書の作成のため印鑑証明書（印鑑登録）が必要となりますので、裏面のその他留意点をご確認ください。

5. 奨学金の償還（返済）について

貸付期間が終了した翌日から1年経過してから、10年以内（修業期間又は貸付期間が4年を超える場合にあっては15年以内）に貸付金全額を償還していただきます。

6. 申込み・問合せ先

横手市教育委員会 学校教育課 電話 0182-32-2414

〒013-8601 横手市条里一丁目1番64号（消防本部の南隣の建物）

QRコードを読み込むとホームページが確認できます📄

横手市HP <https://www.city.yokote.lg.jp/> ページ番号「1007152」



申込みに必要な書類については裏面をご覧ください。

7. 出願書類等

申込みにあたっては、次の①～⑧全ての書類を提出してください。

募集1回目 令和5年6月1日(木)～令和5年9月29日(金)まで

申込受付期間

※貸付予定者数に達しない場合は、2回目の募集を実施します。

募集2回目 令和6年2月29日(木)まで随時募集

	出 願 書 類	記 入 上 の 留 意 点 等
①	貸付願	理由欄は、学生本人の言葉で将来のビジョン等を含め詳しく書いてください。申込者住所は住民票に記録されている住所を記入してください。
②	家族の家計調書	同一生計の家族の状況を記入してください。
③	家族全員の1年間(R4.1月～12月)の収入が確認できる書類	市役所で発行する課税証明書(所得証明書、非課税証明書)、障害年金や遺族年金(非課税所得)等の源泉徴収票の写しなど。
④	連帯保証人(保護者を除く)の1年間(R4.1月～12月)の収入が確認できる書類	上記に同じです。 <u>連帯保証人(保護者を除く。)</u> は次の全てを満たす方。 1) 秋田県内に住所を有する者。 2) 身元が確実で独立の生計を営む満60歳以下の成年であること。 3) 債務を弁済する能力を有していること。 4) 成年被後見人または被保佐人でないこと。 5) 奨学生と生計を同じくする者でないこと。
⑤	在學校または最終出身校からの学業成績証明書	進学予定での申込みとなりますので、在學校または最終出身校から取り寄せてください。
⑥	在學校または最終出身校からの学校長からの推薦書	進学予定での申込みとなりますので、在學校または最終出身校から取り寄せてください。 様式は問いませんが、参考様式があります。
⑦	進学予定の学校の合格通知書の写し	進学予定の学校から、合格通知書が発行されましたら、写しを提出してください。
⑧	本人および同一生計の家族の住民票	<u>「住民票世帯全員」</u> で本籍地・筆頭者、 <u>世帯主・続柄を省略せずに表示されたもの</u> を交付請求してください。 (世帯分離している同居家族の分も含む。)

※①、②、⑥の用紙は教育委員会、各地域局市民サービス課(横手地域は本庁舎総合案内窓口)に置いてあります。市のホームページからダウンロード・印刷して利用することもできます。

8. その他留意点

- (1) 横手市奨学金は他の奨学金制度と併願・併用が可能ですが、他の奨学金制度では併用不可となっている場合もありますので、ご確認のうえで申込みください。
- (2) 選考の結果、貸付決定となった場合、翌年度4月から毎月の振込を開始します。
- (3) 貸付決定となった場合は、別途、「借用証書」等の書類の提出が必要となります。
借用証書には奨学生、連帯保証人(保護者含む2名)の印鑑証明書の添付が必要です。
印鑑を登録する際は、本人が本人確認書類と印鑑を持参して、市民課や地域局窓口で手続きしてください。代理人が手続きする場合は、登録まで日数を要します。